



2024年6月28日

各位

会社名 株式会社ラックランド
代表者名 代表取締役 野村 裕之
(コード番号：9612 東証プライム)
問合せ先 執行役員管理本部長 磯部 伸弘
(TEL：03-3377-9331 (代表))

第54回定時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、2024年3月6日付「第54回定時株主総会の延期に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、第54回定時株主総会の延期を決定しておりますが、本日付の取締役会決議にて、第54回定時株主総会招集のための基準日設定について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定時株主総会の開催概要等

(1) 定時株主総会に係る基準日の変更等

当社は、定款第14条の規定により、定時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定する基準日を毎年12月31日としております。しかしながら、今回、当該規定にかかわらず、第54回定時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2024年7月17日(水)を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- ① 基準日：2024年7月17日(水)
- ② 公告日：2024年7月2日(火)
- ③ 公告方法：電子公告により、下記の当社ホームページに掲載いたします。

<https://www.luckland.co.jp/ir/koukoku.html>

(2) 第54回定時株主総会の開催概要(日時・場所・目的事項)

第54回定時株主総会で予定している開催日時、開催場所及び目的事項につきましては、現時点では未定であります。確定次第、速やかにお知らせいたします。

2. 定時株主総会の招集のための基準日変更の理由

2024年3月6日付「第54回定時株主総会の延期に関するお知らせ」に記載のとおり、同日時点において、同年2月14日付「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」記載の特別調査委員会による調査が未了であったことから、第54回定時株主総会につきまして、その開催を同年5月以降に延期することを決定しておりました。

当社は、同年6月12日付「再発防止策策定及び新マネジメント体制に関するお知らせ」に記載のとおり、同年4月16日付でガバナンス委員会を設置しておりましたが、当社取締役会は、同年6月12日、ガバナンス委員会の答申内容及び特別委員会の調査報告書を踏まえ、当社における再発防止策を策定し、また新マネジメント体制について決議したことから、第54回定時株主総会の開催日の調整を続けているところ、本日において、当初基準日(2023年12月31日)はすでにその有効期間を経過しておりますので、第54回定時株主総会の招集のための新たな基準日を設定させていただくこととしました。

以上